

令和4年度 モニタリングシート

NO 20

施設名称	波佐地場産業技術研修センター	
指定管理者	名称 社会福祉法人 いわみ福祉会 代表者 理事長 室崎 富恵 住所 浜田市金城町七条ハ559番地2	
指定期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日	
設置条例	浜田市波佐地場産業技術研修センター条例	
設置目的	地域の伝統的な生産技術の保存、伝承を行うことにより、地場産業の育成、振興を図り、もって地域経済の活性化に資すること。	
公共施設再配置実施計画の方針	民間譲渡	
担当部署 (問合せ先)	部署名 金城支所産業建設課 電話番号 0855-42-1233 E-mail k-sangyou@city.hamada.lg.jp	

総合評価	総合コメント
A	【運営状況】 新型コロナウイルスの影響が続き、コロナ感染による閉館等もある中で、事業収支の改善に努めました。年間を通じた神楽製品の製作及び販売や和紙の生産及び販売を継続しながら、感染症の状況を鑑みつつ紙漉き体験などのイベントにも取り組みました。
	【業務履行状況】 各業務事項について、協定に基づき適切に履行されています。施設の運営管理についても、新型コロナウイルスの状況を判断しながら適切に対応されており、市と連携した管理がされていました。

評価	評価基準
S+	特に優れている
S	優れている
A	概ね適正である
B	努力が必要である
C	改善が必要である

令和4年度 モニタリングレポート(波佐地場産業技術研修センター)

1 基本的な考え方				
① 目的達成、公平性、効果等				
評価	評価理由			
A	地域の伝統的な生産技術の保存、伝承による、地場産業の育成及び振興を図り地域の活性化に資することをという施設の目的について、法令遵守を徹底した上で、和紙原料の栽培や地元小中学生向けの紙漉き体験の開催等を実施し、地域振興と産業振興に寄与する運営が行われています。			
2 業務内容				
① 事業への具体的な取り組み方について				
業務履行状況チェック	項目数:25	適正:25	適正率:100.0%	要努力等:0
② 施設の運営体制や組織について				
業務履行状況チェック	項目数:9	適正:9	適正率:100.0%	要努力等:0
③ 適切な事務や経理について				
業務履行状況チェック	項目数:21	適正:21	適正率:100.0%	要努力等:0
④ 安全管理、情報管理、緊急時等の対応について				
業務履行状況チェック	項目数:10	適正:10	適正率:100.0%	要努力等:0
⑤ その他業務内容について				
業務履行状況チェック	-	-	-	-
評価	評価理由			
S	本施設には、サービス利用者10人に対して、管理者(非常勤)1人、サービス管理責任者(非常勤)1人、係長(非常勤)1人、職業指導員(常勤、非常勤)3人が配置され、管理運営の組織体制が確立され、法令遵守を徹底した事務処理及び経理が行われていました。 施設設備については、定期的な安全点検を実施されました。また、事故等の発生時の危機管理マニュアルの整備や避難訓練を定期的に行うなど、緊急事態に迅速に対応できる体制を構築していました。			
3 事業収支				
① 収入確保や経費節減の取り組み、収支のバランスについて				
評価	評価理由			
A	波佐、七条地区の休耕田での和紙原料の栽培にて、原材料の自主確保に努めており、今後も作付面積の増加を計画しています。 来年度は、紙漉き体験事業等の利用者増加や神楽グッズの売上確保の方策を考え、利用実績及び事業収入の増加に取り組む必要があります。			

(収支実績-概要から転記)

	前年実績	計画	実績	対前年比較	対計画比較
収支差引	△1,581,898円	0円	△711,269円	-	-

※前年実績(計画)が「0」または「△(マイナス)」の場合、対前年(計画)比較を「-」としています。

令和4年度施設概要調書

1 施設概要

施設名	波佐地場産業技術研修センター			施設NO	20
所在地	浜田市金城町波佐イ425番内1				
開設年月	昭和61年12月(昭和61年11月築)				
設置条例	浜田市波佐地場産業技術研修センター条例				
設置目的	地域の伝統的な生産技術の保存、伝承を行うことにより、地場産業の育成、振興を図り、もって地域経済の活性化に資すること。				
施設概要	敷地面積	3,815.00㎡	延床面積	① 435.20㎡ ② 464.44㎡	
	施設内容	① 鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造平屋建瓦葺 講習室・実習室・事務室・展示ホール ② 木造2階建瓦葺 紙工芸実習室・作業場			
	事業内容	伝統芸能(石見神楽)製品の製作・販売 和紙の生産 和紙原料の栽培			
公共施設再配置実施計画の方針			民間譲渡		

2 指定管理者

団体名称	社会福祉法人 いわみ福祉会				
団体代表者	理事長 室崎 富恵				
団体住所	浜田市金城町七条ハ559番地2				
指定期間	令和4年4月1日	～	令和7年3月31日	3年間	
選定方法	指名	評価制度の導入		—	

3 運営状況

項目	R2実績	R3実績	R4計画	R4実績	R4実績	
					前年度対比	計画対比
開館日数(日)	269	266	269	260	97.7%	96.7%
開館時間(時間)	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~16:00	-	-

4 利用実績

項目	R2実績	R3実績	R4計画	R4実績	R4実績	
					前年度対比	計画対比
のべ入館者数(人)	573	402	500	367	91.3%	73.4%
内 紙漉き体験	3	6	20	6	100.0%	30.0%
内 絵付け体験	59	33	50	36	109.1%	72.0%

5 事業収支

収入

項目	R2実績	R3実績	R4計画	R4実績	R4実績	
					前年度対比	計画対比
指定管理料	699,000円	699,000円	699,000円	699,000円	100.0%	100.0%
利用料金収入	38,300円	29,400円	50,000円	31,800円	108.2%	63.6%
事業収入	3,698,103円	4,371,723円	7,450,000円	5,417,706円	123.9%	72.7%
その他収入	489,279円	200,641円	500,000円	295,403円	147.2%	59.1%
収入計(A)	4,924,682円	5,300,764円	8,699,000円	6,443,909円	121.6%	74.1%

支出

項目	R2実績	R3実績	R4計画	R4実績	R4実績	
					前年度対比	計画対比
【人件費】	5,720,183円	5,025,175円	5,180,000円	4,948,408円	98.5%	95.5%
賃金	3,512,896円	2,819,665円	2,800,000円	2,798,373円	99.2%	99.9%
指導員給与	1,898,455円	1,897,060円	2,000,000円	1,838,408円	96.9%	91.9%
福利厚生費	0円	0円	30,000円	0円	-	0.0%
法定福利費	308,832円	308,450円	350,000円	311,627円	101.0%	89.0%
【管理費】	2,013,003円	1,857,487円	3,519,000円	2,206,770円	118.8%	62.7%
当期材料費	1,040,303円	456,954円	1,350,000円	793,861円	173.7%	58.8%
外注加工費	96,300円	57,065円	350,000円	207,355円	363.4%	59.2%
器具什器費	0円	6,589円	50,000円	0円	0.0%	0.0%
消耗品	80,808円	59,372円	150,000円	94,871円	159.8%	63.2%
光熱水費	746,669円	767,014円	800,000円	666,203円	86.9%	83.3%
燃料費	110,912円	78,183円	150,000円	113,234円	144.8%	75.5%
修繕費	3,630円	27,500円	100,000円	15,400円	56.0%	15.4%
損害保険料	21,460円	30,400円	50,000円	30,400円	100.0%	60.8%
通信運搬費	131,486円	135,774円	150,000円	127,317円	93.8%	84.9%
受注活動費	0円	2,270円	30,000円	1,500円	66.1%	5.0%
賃借料	22,596円	6,580円	30,000円	5,700円	86.6%	19.0%
図書・教育費	0円	0円	10,000円	0円	-	0.0%
雑費	32,319円	99,672円	89,000円	25,414円	25.5%	28.6%
仕掛品棚卸増減	△548,574円	0円	0円	0円	-	-
減価償却費	197,094円	57,514円	60,000円	32,515円	56.5%	54.2%
消費税	78,000円	72,600円	150,000円	93,000円	128.1%	62.0%
支出計(B)	7,733,186円	6,882,662円	8,699,000円	7,155,178円	104.0%	82.3%

収支差引(A-B)	△2,808,504円	△1,581,898円	0円	△711,269円	-	-
-----------	-------------	-------------	----	-----------	---	---

余剰金等の精算ルール(協定事項)

協定書で定めていません。